

令和2年12月

お客様各位

高島国際特許事務所

大阪事務所

〒541-0044

大阪市中央区伏見町四丁目1番1号 明治安田生命大阪御堂筋ビル
(ランドアクシスタワー)

TEL (06) 6227-1156 FAX (06) 6227-0260

E-mail : mail@takashima-pat.jp

東京事務所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル

TEL (03) 5220-3315 FAX (03) 5220-3316

E-mail : mail-tyo@takashima-pat.jp

インドネシア特許の実施延期申請及びライセンス登録制度について

拝啓 貴社ますますご隆昌の事とお慶び申し上げます。

さて、インドネシアにおいては、特許権者に特許発明の実施義務が課されていますが、不実施の場合に課され得る強制実施権等の不利益を回避する手段として、昨年、登録後のインドネシア特許をお持ちのお客様には、弊社より「実施延期申請」手続きについてご案内をさせていただいておりました。この手続きについての更新情報を以下の通りご報告させていただきます。

この「実施延期申請」手続きは特許登録日（grant date）から3年以内の期間に限って認められておりましたが、最近更新されたところによると、登録後3年を経過した特許も2022年12月8日までの期間に申請ができることになりました。なお、手続きに必要な書類（特許権者の指示書、委任状及び年金納付証明書）に変更はございません。

また、実施権者がインドネシアにおいて実施している場合も実施義務の履行と認められるようになり、ライセンス契約を登録することで、不実施の場合に課され得る強制実施権等の不利益を回避することができるようになりました。（申請に必要な書類は添付のインドネシア現地代理人事務所からのメールにも記載されておりますが、詳細は弊社までお問い合わせください。）

ご参考として、INT-TRA-PATENT BUREAU事務所からの11月16日付メールを添付いたします。最新情報としてこちらをご参照いただければ幸いです。

手続きを希望される件、もしくはご質問等ございましたら、弊社までお知らせください。

添付書類：

INT-TRA-PATENT BUREAU 事務所からの11月16日付メール